

◆黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金提出書類◆

(店舗等改修者・店舗等賃借者)

以下の添付書類が全て揃っているか確認してください。

受付日 /

チェック項目	改修費 申請者	賃借料 申請者
(1) 黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金交付申請書 (様式第1号)		
(2) 収支予算書 (様式第2号)		
(3) 法人の登記事項証明書の写し (個人事業者の場合は住民票) ※発行日が2か月以内のものに限る。		
(4) 土地及び建物の登記事項証明書の写し (空き店舗等を売買により取得した場合に限る。) ※発行日が2か月以内のものに限る。		
(5) 賃貸借契約書の写し (空き店舗等を賃借した場合に限る。)		
(6) 空き店舗等が使用されていない期間を証明する書類		
(7) 商店街団体に加入していることを証明する書類		
(8) 黒石商工会議所、(公財)21あおり産業総合支援センター、金融機関等から受けた経営指導の内容が分かる書類		
(9) 申請者に係る市税の完納証明書 ※発行日が申請日から2週間以内のものに限る。		
(11) 事業計画書 (様式第3号)		/
(12) 改修工事に係る図面		/
(13) 改修工事の2者以上の見積書及び設計内訳書		/
(14) 改修前の空き店舗等の写真		/
(15) 事業報告書 (様式第4号)		/
※この他の書類の提出を求める場合があります。		

【注意事項】

- ・営業を開始した日から2年以内に廃業することとなった場合は、黒石市中心商店街空き店舗等対策事業補助金の全部または一部を返還いただきます。